

用地課
都市整備課
都市計画課
都道府県担当者 殿
区画整理課
土地区画整理組合事務局

オンライン参加可能

日経東発第 60024482・60024483号
令和7年9月17日

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

公共事業に伴う行政代執行の実施方法・事例解説

<令和 8 年 2 月 5 日(木)・6 日(金)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、道路事業等多くの公共事業において、事業の長期化に伴う「事業工期の遅延」、「事業費の増大」が多く見受けられます。特にその最大の原因として挙げられるのが、既存の建築物等の移転等の停滞です。

建築物等の移転等の協議が不調の場合、取用手続きの開始により移転等の実行行為を早急にすすめることが事業の長期化を回避する鍵と言えますが、手続きが煩雑ということもあり、その実施事例は多くありません。

しかし、平成15年度、国土交通省は地方整備局長あての通達で「事業認定の申請は、原則として事業認定申請単位における用地取得率が80%となったとき、または用地幅杭の打設から3年を経たいずれか早い時期を経過したときまでに、取用手続きに移行するものとする。」として、取用手続き、所謂、行政代執行の適期検討ルールの徹底が示されており、国も行政代執行の制度の活用を勧めている状況です。

今回、幾多のご経験をお持ちで実務に精通された宇土行次郎氏をお迎えして標記講座を、下記の通り開催いたします。

ご多忙の折とは存じますが、この機会に多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

(12:30から受付)

日 時：令和 8 年 2 月 5 日(木) 13:00 ~ 17:00
2 月 6 日(金) 9:30 ~ 16:30

講 師：昭和株式会社 西日本事業部担当部長
うと こうじろう
宇土 行次郎 氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11
(住友不動産新宿南口ビル 13 階)
[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参加料：会員(1名) 36,300 円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600 円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和 6 年度より、FAX でのお申込みは廃止いたしました。
- 講座開催日の約 1 か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- 開催 3 営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- お申込みは 5 営業日前までをお願いいたします。
- 定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の 3 営業日前～前日のキャンセルは参加料の 30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は 100% をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の 5 営業日前～当日のキャンセルは 100% をキャンセル料として申し受けます。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

- オンライン参加の場合、セミナー実施 3 営業日前を目途に、ZOOM ID 等をメールにてお知らせいたします。
- お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の 9:15 ~ 17:15 にお願いたします)

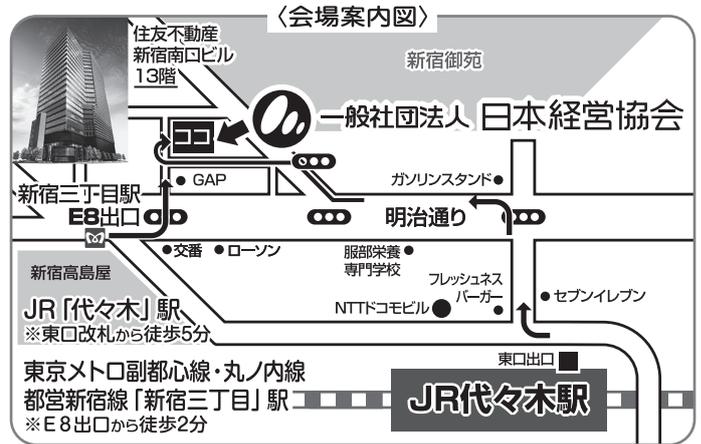
本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL(03)6632-7139(直)

E-mail: tks@noma.or.jp

URL <http://www.noma.or.jp>



▶プログラム◀

第1章 公共用地の取得に伴う損失補償基準

要綱について

1 損失補償の原則

- (1) 損失補償と損害賠償
- (2) 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の制定の経過～原則

2 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱

- (1) 総則
- (2) 土地等の取得に係る補償
- (3) 土地等の使用に係る補償（省略）
- (4) 土地等の取得又は使用により通常生じる損失の補償

第2章 損失補償基準について

1 移転工法の認定

- (1) 有形的な検討
- (2) 機能的な検討
- (3) 法制上の検討
- (4) 経済性の検討

2 移転工法の種類及び認定方法

- (1) 移転工法の種類
- (2) 移転工法の認定の方法
- (3) 損失補償費の調査、算定方法
- (4) 任意協議と補償契約

第3章 行政代執行の手続きについて

1 行政代執行の要件

2 事業認定～行政代執行までのフロー

3 法的手続き

- (1) 事業認定のフロー
- (2) 裁決手続きのフロー
- (3) 不明裁決制度

4 代執行の実施のフロー

5 収用事業と区画整理事業の比較

6 国土交通省の指導

7 行政代執行の方法

- (1) 対象となる項目（建築物等）
- (2) 移転工法の検討
- (3) 動産の扱い
- (4) 占有者の退去
- (5) マスコミへの対応

8 土地区画整理事業で行政代執行を行ったケース

9 代執行の計画～実施（事例紹介）

- (1) 実施計画の作成
- (2) 準備作業・リハーサル
- (3) 代執行の開始宣言～実施
- (4) 代執行の終了

講師紹介

昭和株式会社西日本事業部担当部長 うと こうじろう 宇土 行次郎 氏

昭和56年4月 昭和測量工業株式会社（現：昭和株式会社）に入社。主に土地区画整理事業での移転計画や土地用地収用事業等の損失補償に関わる業務に従事。

平成15年頃から土地区画整理事業における未同意者対策として、多くの公共団体施行、組合施行で「法第77条に基づく直接施行」の調査及び実施を支援する業務に関わる。また、そのノウハウを活かして土地収用法に基づく「行政代執行」の業務も手掛けている技術者である。

【国家資格等】RCCM（都市及び地方計画）、補償業務管理士

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION